無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内に下記までお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成25年3月29日　四日市市

1　墳墓等所在地　三重県四日市市平町24番26号

1　墳墓等の名称　四日市市富洲原霊園

1　死亡者の本籍及び氏名　三重県三重郡富洲原町大字富田一色　泉徳次郎、本籍不詳　阿部秀次郎、三重県三重郡富洲原町大字富田一色又は大字松原　森谷嘉太郎、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　鈴木為次郎、本籍不詳　前田親衛、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　伊藤石松、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　樋口金作、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　水谷光太郎、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　野呂富次郎、三重県三重郡八郷村大字伊坂807番地　福田善三郎、三重県三重郡川越村大字豊田五一番屋敷　渡邉寅吉、三重県桑名郡木曽岬村大字源緑四六一地　伊藤平二、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　水谷米一、本籍不詳　渡辺政一、本籍不詳　鈴木留吉、本籍不詳　樋口長四郎、本籍不詳　大江吉之助、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　樋口清八、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　森貞勝、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　加藤儀三郎、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　生川政吉、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　小川捨三郎、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　樋口與吉、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　中山庄助、三重県三重郡富洲原町大字富田一色　古川德次郎代理　鈴木武平、全て不詳８区画

1　改葬を行おうとする者　三重県四日市市諏訪町１番５号　四日市市長　田中　俊行

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成25年3月29日　山口県山口市

1．墳墓等所在地　山口県山口市下小鯖223番地１

1．墳墓等の名称　山口市営柊第一霊園

1．死亡者の本籍及び氏名　不詳

1．墳墓等の区画番号　３地19列７号、小田家

1．改葬を行おうとする者　山口県山口市亀山町２番１号　山口市長　渡辺　純忠

公示送達

下記に記載する建築物等については、富山高岡広域都市計画事業山室第２土地区画整理事業の施行のため除却を必要としているが、その所有者を確知することができないため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第５項の規定により公告する。また同内容を富山市秋吉118番地所在の掲示板に掲示してある旨を公告する。

平成25年3月29日

富山高岡広域都市計画事業山室第２土地区画整理事業

施行者　富山市

代表者　富山市長　森　雅志

記

1　建築物等の表示

富山市秋吉字城野木割156番２外

工作物及び竹木土石等（墓石）

2　通知の内容

当該建築物等は、移転期限である平成25年４月30日以降は施行者において除却する。なお当該建築物等の所有者は、期限までに自ら除却する意思の有無を施行者に回答されたい。

公示送達

名瀬都市計画事業大熊土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による名瀬都市計画事業大熊土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記２のとおり公告する。

平成25年3月29日

名瀬都市計画事業大熊土地区画整理事業

施行者　奄美市

代表者　奄美市長　朝山　毅

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

⑴　所有権者

名瀬市浦上49番戸

里　治太郎（平井治太郎）

⑵　所有権以外の権利者

①　名瀬市金久306番戸

隆田　整

②　住所不明

興産商社　名瀬支店長　田坂　信三

③　名瀬市大熊75番戸

文栄　二志

④　名瀬市大熊36番地

叶　庄松

⑤　名瀬市大熊４番戸

高　里温

⑥　名瀬市伊津部43番地

保証責任三方村信用販売購買利用組合

⑦　名瀬市金久652番地３

有限責任大島信用販売購買組合

2　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、名瀬都市計画事業大熊土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鹿児島県知事に審査請求することができます。ただし、処分のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がないかぎり、審査請求をすることができません。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

2　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に奄美市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から１年を経過したときは、正当な理由がないかぎり、訴えを提起することができません。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に奄美市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がないかぎり、訴えを提起することができません。

なお、別紙明細書及び換地図の掲載を省略し、それらを鹿児島県奄美市名瀬幸町25番８号奄美市役所の掲示場所において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当法人は、平成二十五年三月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

北海道沙流郡日高町富川南四丁目二番四七号

特定非営利活動法人北海道の食文化を広め生活習慣病を減らす会

清算人　品田　雅博

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

宮城県栗原市栗駒沼倉釘ノ子六番地

一般社団法人栗駒愛林会

代表清算人　炭屋　一夫

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

茨城県神栖市知手中央五丁目三番三七号

株式会社Ｙ・エコ・サービス

代表清算人　五十嵐秀明